

支部ニュース

団東京

2010年4月 No. 437

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 2010年メーデーへの結集を呼びかける……………鶴見祐策
- 事務局次長退任挨拶……………高石育子・洪美絵
- シンポジウム「だれのため、なんのため 国会改革・比例削減
～民意切捨・官僚排除・陳情統制～」に参加して……………三澤麻衣子
- 銀座駅前街宣活動・築地市場問題学習会の報告……………黒澤いつき
- 「5・9 まちだ なんでも相談会」……………川合きり恵
- 5月31日 弾圧学習会 開催します
- 4月支部幹事会のおしらせ
- 新人紹介……………細永貴子
- 事務所紹介（オリーブの樹法律事務所）……………牛島聡美・伊藤和子
- 3月幹事会議事録
- 日誌

2010年メーデーへの結集を呼びかける

第一法律事務所 鶴見 祐策

1 メーデーへの思い出

支部総会の特別報告集でも寄稿したところだが、私が最初にメーデーに参加したのは20歳そこそこで皇居前の事件の余韻が冷めやらぬ頃と思う。労働歌と組合旗の雰囲気に慣れて気分が高揚した記憶がある。修習中はともあれ、入団してからは参加をほぼ欠かさなかった。岡崎一夫、尾崎陞、霧生昇、青柳盛雄、山内忠吉、小沢茂さんなどの元気なお姿が目につく。私には歴史上の大先輩である。これらの先生と同じ道を歩みつつある自分に大いなる誇りを覚えたものだ。

当時は総評の主催で、東京合同法律事務所のある琴平町のそばを通過して新橋の土橋で解散するコースで、その後は団の事務局もあった同事務所で愉快地ビールを飲むことが多かったと思う。

2 小沢茂支部長の演説

メーデーで印象深く思い出すのは、私が東京支部の幹事長の時に「平和と労働会館」で救援会と一緒に打ち上げ会をやった時の、初代の小沢支部長が、「メーデーは労働者の闘いの日」と喝破された挨拶であった。それはメーデーの歴史に由来するものであった。

3 メーデーにまつわる歴史

世界最初のメーデーは、1886年5月1日、アメリカのシカゴ、ボストン、ニューヨークなどの都市で行われた。アメリカ労働総同盟（A・F・L）が「8時間労働制」を要求して全国的な集会を呼び掛けた日で、38万人の労働者がストライキに突入して20万人以上が要求をかちとった。シカゴでの「ヘイマーケット事件」にあるように、労働者は弾圧と策謀に抗して、幾多の犠牲を出しながらも宿願の「8時間労働制」を獲得した。

その3年後の1889年にパリで開かれた第二インターの創立総会は、このヘイマーケット事件を記念して毎年5月1日を全世界の労働者の統一行動日と定めた。それが今日の私たちが参加するメーデーなのだ。

日本の第1回メーデーは1920（大正9）年5月2日で、以後毎年常に権力の弾圧と監視にさらされて続けられ、「2・26事件」の1936（昭和11）年から敗戦まで禁止されたが、敗戦後の46（昭和21）年に復活している。

そして「講和条約締結」「日米安保発効」直後の52（昭和27）年5月1日のいわゆる「血のメーデー事件」では、1232名が逮捕、261名が騒乱罪で起訴された。70（昭和45）年1月、東京地裁は一部有罪とするが、東京高裁は72（昭和47）年11月21日、騒乱罪の適用を破棄して全員無罪を言い渡す。20年間の大衆的裁判闘争の勝利であった。この闘争には、多くの団員が参加され、今は亡き上田誠吉さん、中田直人さん、石島泰さん、渡辺良夫さんら団員先輩の奮闘が思い起こされる。

4 積極的なメーデー参加を呼びかける

翻って現在の労働者のおかれている状況はどうか。未組織、派遣、パート、不安定雇用と社会保障の脆弱化のなかで「8時間労働」どころか、過密で長時間の労働が蔓延し、ときに「過労死」を引き起こしている。東京支部団員の多くは、今日の労働者が置かれているこのような苛酷な労働環境からの解放に心を砕いており、それを救済し改善に少しでも役立ちたいと願って奮闘している。

そうだとすれば、労働者階級の不屈の闘いの歴史を想起しながら、自らの志を磨くためにも歴史と伝統のある「メーデー」の一日の連帯行動に身を投ずることは意義深いものが大いにあると思う。

よく知られているように、自由法曹団の創立は、1921（大正10）年の三菱造船所の争議で警官隊に労働者が殺害されたことが契機となっている。アメリカでの過去の事件を知っていた当時の先輩たちは、その歴史と自らを重ね合わせながら官憲の暴虐に抗議す

るため東京から神戸まで駆けつけられたに違いない。

私が目撃した冒頭の大先輩たちも同じ気持ちでメーデーの行進に加わっておられたのだと思う。私もそうである。近年参加者が少なく寂しい思いをしているが、今年こそ、多くの支部団員が参加し、強く大きく連帯しようではないか！



当日 10時半 ビラまき（憲法リーフ・派遣法改正を抜本的に求めるビラ）

11時開会

12時20分頃 デモ出発予定（明治公園コース）

集合場所は去年と同予定です。詳細は「ぶっとばせ」のファックスニュースでおくります。

事務局次長退任の挨拶

■行動を起こせば世の中は変わりうることを経験させて いただきました！～事務局次長を終えて～

第一法律事務所 高石 育子

08年2月から10年2月まで事務局次長を務めさせていただきました。正直申し上げてそれまで団にほとんど係わっていなかったため、当初はどのような活動をするのか検討もつきませんでした。

2年間の任期の中で最も印象に残った活動は、なんと言ってもオリンピック招致異議あり！の活動です。

私はこの活動をするまで、オリンピック招致に限らず自分たちの意見を政府や自治体等にどんなに伝えても、その意見が取り入れられたり、それで政治が修正されたりすることなどほとんどないんだろうと思っていました（弱気でした。。。）。ですから、都やIOCにどんなに意見を伝えても、どうせ取り上げてもらえないだろうと内心思っていました。またオリンピック招致反対という万人の賛同は得にくいテーマなため、賛同者を増やして都に訴えていくということも難しいと思っていました。

しかし、IOCに文書を送るとIOC評価委員との面談が実現したり、都招致本部へ質問と要望を申し入れると責任者が面談し時間をかけて回答をしたり（回答の中身は十分ではありませんでしたが）、私たちの活動をマスコミが取り上げて記者会見を行ったり、記者会見等のテレビ報道を通じて、「私もオリンピック反対だよ」という賛同の声を多く聞けるなどの成果を得ました。また、招致に落選した直後に再立候補の可能性を問われた石



原都知事に、「都民の賛成が得られれば」と言わしめたのは、コペンハーゲンまで行って反対行動をした私たちの成果だと勝手に自負しています！

これらの経験を通して、自分たちが行動を起こすと、たとえ大きくはないかもしれないけどきちんと反応があるんだ！世の中は変わりうるんだ！ということを実感することができました。これはうれしい驚きでした。冤罪事件で精一杯闘っても、あっさり有罪、大敗北を食わされる刑事弁護の無力感とは正反対だと思いました。この経験は、事務局次長の経験において、私自身の最も大きな収穫でした。このような経験をさせていただいたことに深く感謝しております。

今は、不十分ながらも任務を無事終えることができてほっとしています。事務局次長を退任してこれで日々の事件に邁進するぞ！という気持ちと、団の活動が無くなってちょっと寂しい気持ちと半々です。

執行部のみなさま、また団員のみなさま、貴重な経験をさせていただきありがとうございました。

■退任のご挨拶

東京合同法律事務所 洪 美絵

団東京支部第38回総会をもちまして、事務局次長の役割を終えることになりました。私は、第37回総会にて事務局次長に選任されましたので1年間のことで、活動内容や事務局次長の役割がよくわからないままに終えることになってしまったように思いますが、一方で東京オリンピック反対運動のためコペンハーゲンに行くなど内容の濃い一年間であったとも思います。



東京支部の団員の方々には、若手学習会の講師や総会運営等各方面でご協力いただきました。無力な私を支えて下さいましたこと厚く御礼申し上げます。

事務局次長としての任は終わりましたが、これからも一団員として東京支部の活動に参加できればと思っております。

これからもよろしく願いたします。



シンポジウム「だれのため、なんのため 国会改革・比例削減～民意切捨・官僚 排除・陳情統制～」に参加して

第一法律事務所 三澤 麻衣子

4月10日、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）、日本ジャーナリスト会議（JCJ）、マスコミ関連九条の会及び自由法曹団の4団体共済で開催されたシンポジウム「だれのため、なんのため 国会改革・比例削減」に参加しました。

東京慈恵会医科大学憲法学教授小沢隆一氏の基調講演では、民主党が、鳩山政権成立直後から、「国会・政治改革」として矢継ぎ早に行ってきた、多くの政治手法に関し、その狙い、及び、それらの議会制民主主義における意味について分析されました。具体的には詳細なレジュメが資料として出されましたので、こちらを入手していただければ、と思いますが、小沢隆一氏は、民主党の行う「国会・政治改革」は①2010参院選に勝利して政権基盤を盤石にするために採用、特に自民党の政治資源の奪取をねらうもの、②政権奪取を展望してあらかじめ準備、構想されたもので、「自民党政治」にかわる新しい政治枠組みの創出と、そこでの民主党の政治力の向上、政策の実現をはかるもの、③長期の国家戦略目標（9条改憲、安全保障など）を念頭に置き、それに適合的な統治の仕組み、国家体制の構築をめざすものであると指摘されます。国民のためとは、名ばかりの、「政治主導」を口実に、政権党執行部による権力の独占、議会軽視、官僚組織の囲い込み、国民と議会との距離の拡大などを導くものにすぎないというもの。そして比例削減は、長期的な国家戦略を達成するため、一旦政権を失っても、容易に政権奪取可能な仕組みの構築をも大きな狙いとしていると分析されています。

また、パネリストとしてご発言された上智大学憲法学教授高見勝利氏も、民主党政権下での改革は、本来の「政」と「官」のあり方、本来の議員としてのあり方とは違う方向に行っていると指摘されています。たしかに官僚システムは政治の判断に従うものであり、政権交替があって政策が変わればそれに従うのが基本ルールであるが、官僚システムは技術的性質を有し、政治のリーダーシップとは別に官吏のリーダーシップというものは必要で、民主党の改革は、事務次官を外して、官僚抜きに、政治が直接電卓を叩くようなことを行い官僚システムを壊してしまっていると。また、本来の議員のあり方とは、国民の代表として、それだけの責任を負って、ぎりぎりまで考えて議決をするものだ。ようするに、党議拘束があるからと、最初から審議、議論を放棄するようなことは議員としての責任放棄ということでしょう。その比較としてイギリスで始動している下院改革の例をご紹介します。

同じくパネリストである自由法曹団弁護士坂本修団員は、いち早く比例定数削減に異論を唱え、昨年10月に「衆議院比例定数削減とは何か」を自費出版して、その危険を広く訴えて来ました。その成果が、今回のシンポにも通じているといえます。坂本団員は、

昨年の衆院選の結果を利用してシュミレーションし、比例削減により、いかに民意が切捨てられた結果を生じさせるのか、そして、切捨てられるのは、少数政党の利益ではなく、多様な意見の反映を基本とする民主主義政治そのものであると訴えます。そして、最後に、坂本団員は、早くこの事態に国民で立ち向かうこと、時間の勝負だと、強く訴えています。

そして、関東学院大学教授で、日本ジャーナリスト会議会員である丸山重威氏は、世論とは、ようするにマスコミが作っているものであり、今の番組進行キャスターは、不勉強で、ムードに流されたコメントをしてしまう、このムードを壊して、比例削減の真の意味、つまり、歳費削減などという目先の問題より、もっと大事な、少数政党の利益、ひいては、少数意見も含めて議論される民主主義の基本の維持という利益に、世論、国民が目を向けるようにすることが、マスメディアの役割であると訴えます。

今回のシンポの構成は、憲法学者である小沢氏と高見氏から、民主党の政治手法を分析、民主党の進める国会改革・政治改革の実態の報告がなされ、さらに、いち早く比例削減の危険を呼びかけた坂本団員から、広く国民に広げることの重要性が訴えられ、マスメディアの立場から世論を作るべきとの呼びかけを丸山氏が行っています。各分野からの専門家による見事なりレーができたシンポジウムだったと思います。

世論がまだついてきていない、と言われていますが、それでも今回のシンポジウムには120人の参加がありました。今回のシンポの成功により、より大きな運動、そして世論形成へとつながることを期待しています。

銀座駅前街宣活動・築地市場 問題学習会の報告

都民中央法律事務所 黒澤 いつき

1. はじめに

入団して、たかが2ヶ月されど2ヶ月。好奇心の強さも手伝って、団東京支部の活動へたびたび参加させて頂いた。以下、街宣活動と学習会の報告を致します。

2. 派遣法改正の街宣活動

3月10日、有楽町マリオン時計が見守る中、団東京支部の「労働者派遣法の抜本的改正」を訴える街宣活動が、酷寒の冬空の下、敢行された。10人以上の(大)先輩団員の先生方に混じり、新米の私も参加させて頂いた。弁護士として東京支部の街宣活動に参加させていただくのは初めての機会、2年前の冬、新宿西口で同じように派遣法改正の街宣に参加した時のこと(街宣車の上で絶叫する先生方を見て「いいなー」と思ったこと)を思い出し、その頃から労働者派遣をめぐる政治状況がちっとも改善していない現実に対する落胆と怒りを抱えての参加である。

今回の街宣活動の内容は、①チラシが挿入されているティッシュの配布、②拡声器を使っている演説(?) といつかアナウンス(?)、③無料の街頭労働・生活相談、④署名の呼

びかけ、である。まだ街宣活動歴が浅い私は、これら活動を効率的・効果的にこなすコツを、先輩団員の所作をよく見て聞いて、必死で考えた。

ティッシュ配布は、杉花粉舞い踊るシーズンという条件も追い風になり、あっという間に「完配」した。できれば派遣法に問題意識がある方（派遣切りされた方、派遣切りされそうな方）に受け取ってもらいたいと思いつつ配布していたところ、受け取った上でチラシを取り出して読む方や、自ら「チラシをください」と求めに来た方も見受けられ、派遣法改正への国民の関心の高まりを実感した。チラシは同期の団員が作成してくれたもので、政府が発表した改正案要綱、その問題点、抜本的改正案が対照表の形で並べられており、団の訴えが非常に伝わりやすい。そのチラシが短時間のうちに多くの人の手に渡ったことは、非常に大きな成果といえると思う。

今回初めて、2度ほど拡声器でしゃべらせていただいた。これも、見よう見真似でやってみたが、大変コツがいる表現方法だと実感し、中高時代、あしなが学生募金の活動で駅前で叫んでいた時の記憶が呼び覚まされた。聞いて欲しい「相手」は、講堂の椅子に腰掛けてじっと耳を傾ける100人ではなく、道を急ぐ移動中の100人である。彼らはそれぞれおしゃべりしながら、考え事をしながら、ものの10秒で我々の前を通り過ぎてしまう。こういう聴衆の耳と心に引っ掛け、「え？」と振り向かせてくれるような効果的な「しゃべり」をしなければ、効果的でないな…などとあれこれ考えているうちにも人は通り過ぎる。ともかく、派遣法改正が必要なこと、改正案要綱は不十分なこと、もっと抜本的な改正が必要なこと、それを訴えるためにここでアピールしているんだということ、を繰り返し手短かに叫んでみた。もっと修業と工夫が必要だな、といろいろ個人的な課題を残した。

行き交う人々は、思った以上に関心の目を向けてくれ、自分の子どもが派遣切りされそうなのよ、と署名に応じてくれた方もいらっしやった。路上法律相談にも、2～3人の方が訪れ、先輩団員が寒空の下、丁寧に応じていた。

マリオン前すなわち銀座に、労働者派遣に問題意識のある人などいるのだろうか、と当初思ったりもしたが、予想以上の好反応に追い風を感じた。地道な活動が大きく実を結ぶ日まで、さらに前進したい。

3. 築地市場移転問題の学習会

3月13日、築地市場の東京中央市場労働組合事務所にて、豊洲新市場建設—いわゆる築地市場の移転問題—についての学習会が開かれ、団東京支部から藤本支部長、佐藤誠一幹事長、中川事務局次長、本田団員、及び私が出席した。この築地市場移転問題の本質が、豊洲の新市場建築予定地の土壌汚染問題にあるのではなく、中央卸売市場の再編・民営化と取引規制の撤廃・緩和という新自由主義的規制緩和政策の一環として強行されることにある、という話は、すでに中川団員が支部ニュースに寄稿なさっているのだから、ここで繰り返すまでもない。個人的には、米騒動以来、国家が生鮮食品流通・取引をどのように（つまり中央卸売市場を拠点とした入



札取引原則を基本とした市場整備により) コントロールしてきたか、を初めて学び、「入札取引原則」「取引価格の公表」「出荷者・買出人への差別的取り扱いの禁止」等の諸原則あつての公平・公正な生鮮食料品市場だということは驚きだった。

そして、私など露知らずのうちに食品流通市場は規制緩和の波にさらされ、すでに支柱たる卸売市場法は改悪に改悪を重ねられてしまった。これらの自由化は、とどのつまり大規模生鮮食料品量販産業、大規模外食産業のコスト削減だけを追及するものである。そして目玉は築地市場の豊洲移転によって、市場を24時間営業の店に対応した大規模集配センターにする新物流システム再編であり、これが実現すれば、日々多種多様な生鮮食品の品質評価と需給調整、調整加工と小分け、配送など重要な役割を果たしている仲卸商の多くが、システムからの排除(すなわち転廃業)され、同時に仲卸業と結びつく専門小売商・寿司店・料理店等、多数の小業者の経営破綻を招く。

広島大学名誉教授の三国先生による講義の後、藤本支部長から、「漁協や生協など、生産者団体・消費者団体含め広く問題の本質を理解してもらい、移転反対の運動を共に展開していくことが必至」などとの意見が交換された。

マスコミの報道ではもっぱら土壌汚染の問題として取り上げられる移転問題であるが、本質は新自由主義との闘いであることを、もっと広く世論に訴えていく必要があると感じた。

何よりも特筆すべきは、学習会后、労組の方々が振る舞ってくれたお刺身(かんぱち・鯛・三陸産タコ・ホタテ・ホタルイカ)が、参加してよかった、団に入ってよかった、人生間違ってた、これからも頑張ろう、と私に明るい意欲を吹き込んでくれたことである。



5・9 まちだ なんでも相談会

弁護士法人 まちだ・さがみ総合法律事務所 川合 きり恵

5月9日、11時から15時まで、小田急線町田駅のカリヨン広場で、相談会を開きます(雨天決行)。

多摩地域では、弁護士有志が集まり、地域の貧困問題に取り組むプロジェクトチームを結成しています。今まで「雇用と暮らしの110番」、「追い出し110番」、「夜回り相談」を行ってきています。町田での取り組みとして、今回の「まちだ なんでも相談会」を企画しました。

相談会を開くことを、地域に呼び掛けたところ、参加団体が一気に増え、今や10団体を超える民主団体が参加することになりました。参加団体は、地区労、土建、都教組、生活と健康を守る会、年金者組合、民商、学童、新婦人、病院労組、民青、共産党市議団・地区委員会、法律事務所です。

地域の方々の、今まで声になっていなかった悩みや要望や問題を聞きだして、解決に向けて一緒に考えて行こうという取り組みです。同時に、地域の民主団体が交流する場を設けることで、一緒に地域の問題について取り組む拠点にしたいという思いがあります。1回限りでなく、今後も継続していきたいと考えています。

初めての取り組みで、手探り状態です。お時間のある方はぜひ、ご参加ください。

5月31日 弾圧学習会 開催します。

昨年の都議選、衆議院総選挙では不当な選挙干渉もいくつか報告されています。团支部では7月に予定されている参議院議員選挙を前に弾圧学習会を開催します。

弾圧事件って何？という新人弁護士の皆さんも、弾圧事件を経験したことがない若手弁護士の皆さんも、最近あんまり弾圧事件にかかわっていないなという中堅の皆さんも、そして、一言自分の経験を話したいというベテランの皆さんも、ご参加をお待ちしております。



と き：5月31日（月）午後5時30分から

ところ：団本部

講 師：西田 穰団員（葛飾ビラ弾圧事件弁護団）

なお、学習会終了後、懇親会を予定しておりますので、こちらもふるってご参加ください。

4月支部幹事会のおしらせ

今回の支部幹事会は、2年ぶりに多摩地区で開催します。多摩地区では、憲法ミュージカルでの熱心な取り組みや、都政の関係では都立小児病院の廃止、圏央道問題などの独自の問題を抱えています。執行部に多摩地区の関係者がいないため残念ながら十分に取組を支えられていないことを痛感しています。また、立川の地裁支部が完成後、多摩地域では独自にどのような動きになっているか、弁護士会との関係もどのように動いているのかを十分には把握できていないこともあり、多摩地区での支部幹事会を以下のとおり開催することにいたしました。多摩地区の団員の皆さん、区部の団員の皆さん、奮ってご参加下さい。幹事会後には懇親会を予定しておりますので、こちらもよろしくお願ひします。

《幹事会》

日時 4月28日（水） 午後2時～5時頃まで

場所 八王子市クリエイトホール第7学習室

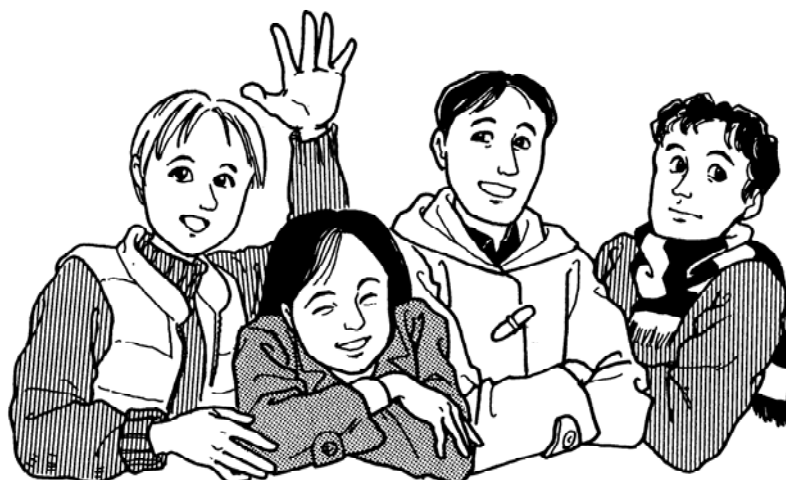


住所 〒192-0082 東京都八王子市東町5番6号
TEL : 0426 (48) 2231

《懇親会》

日時 同日午後5時半より

場所 月の宴（JR八王子駅北口左横ビル内）



新人紹介

旬報法律事務所 細永貴子

みなさま、こんにちは。新62期の細永貴子と申します。2009年12月に東京弁護士会に登録し、2010年1月より旬報法律事務所にて働いております。自己紹介原稿のつもりでしたが、気づいたら大部分が旅日記のようになってしまいました。あらかじめお詫びいたします。

1 出身・経歴

私は、母の出身地である山梨県で生まれましたが、生まれたすぐあとから、埼玉県和光市に引越し、現在も和光市で生活しています。昨年の集合修習の際には、自宅から自転車で通勤し、周りの修習生から羨望のまなざしを受けていました。

経歴ですが、大学卒業後、そのままロースクールに進学し、新司法試験に合格して今に至ります。アルバイト以外の職歴はありません。アルバイトは、家庭教師、ケーキ販売、世論調査の個別訪問などをしたことがあります。

2 鹿児島修習

実務修習地は鹿児島でした。父が熊本県出身なので、九州に一応縁はありますが、鹿児島には親戚もおらず、実務修習で訪れるのが人生で初めてでした。とにかく寒いところが苦手なので、北に飛ばされたくない一心で第6希望に「鹿児島」と書いたら、希望どおり鹿児島になったというわけです。

鹿児島には、たくさんのいいところがありますが、私が特に好きだったのは、温泉、桜島、黒豚、及び、焼酎です。以下で少し紹介します。

鹿児島には、霧島や指宿など有名な温泉地も多く、鹿児島市内にも温泉に入れるところがたくさんあります。鹿児島市内の城山観光ホテルというところの温泉からは、桜島を一望することができ、かなりお勧めです。また、鹿児島市内にある約50か所の銭湯は、すべて天然温泉なので、気軽に温泉を楽しみたい方には、そちらをお勧めします。私は、修習開始まで銭湯に行ったことがなかったので、鹿児島で初銭湯も体験しました。昭和のお風呂屋さんといった雰囲気のところが多く、行ったことがないのになぜか懐かしい感じがしました。

食べ物では、黒豚と焼酎がとて好きになりました。黒豚のしゃぶしゃぶは、お店によって色々な食べ方があることを知りました。私はそばつゆにつける食べ方が一番好きです。修習に行くまでは焼酎はまったく飲めませんでした。鹿児島で鍛えられたおかげで、今ではお酒の中では焼酎が一番好きです。鹿児島では、飲み放題といえば焼酎のことらしく、飲み放題メニューにビールが入っていないこともしばしばで、カルチャーショックを受けました。

3 趣味

趣味は、着物鑑賞・収集と韓流鑑賞、国内旅行です。紙面が限られているので詳細は割愛しますが、趣味が合いそうな方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけると嬉しいです。

4 終わりに

ここ2カ月ほど、家出少女の代理人の仕事をしています。弁護士を志した理由の一つに、恵まれない子どもたちのために役に立ちたいという思いがあったので、四苦八苦しながらも、とても充実した毎日を送っています。これからも多くの事件に出会おうと思いますが、一つひとつの事案に取り組む中で少しでも成長し、お役にたてる弁護士になりたいと思っています。未熟者ではありますが、末永くお付き合いいただければ幸いです。よろしくお願い致します。

以 上



オリーブの樹法律事務所

オリーブの樹法律事務所 牛島聡美・伊藤和子

当事務所は牛島聡美、伊藤和子、田部知江子の三人の弁護士が、人権、環境、平和を擁護する事件活動や政策提言につながる活動を市民とともに行おう、と考えて立ち上げ、早や三年半になります。

伊藤、牛島は日弁連の派遣により、米ニューヨーク大学ロースクールに留学、アメリカでNGO・市民社会の活動の経験を通して、弁護士がNGO活動に専門的に関わり、訴訟、政策提言活動によって社会を変えていくダイナミズムに接し、日本で、そのような活動の拠点をつくりたい、と考え、伊藤、田部らが中心的に関わる国際人権NGO ヒューマンライツ・ナウの結成を契機に事務所開設に至りました。

事務所のある上野・御徒町のビルは、NGOビルと呼ばれ、日本国際ボランティアセンター(JVC)、オックスファム・ジャパン、日本地雷廃絶キャンペーンなどのオフィスもあります。事務所のある3階のスペースは、もともと、ブラジルのリオ・サミットに参加したNGOの後部屋であり、今も、事務所内にて、フロンガスや温暖化に関する「環境ウオッチTOKYO」などの環境NGOの事務局が常駐しています。ヒューマンライツ・ナウのスペースでは、若く国籍もさまざまなボランティア、インターンたちが常駐し、女性、子どもの権利、ビルマやパレスチナ、カンボジアの人権問題など各プロジェクトの活動に加わり、イラク、パレスチナ問題でのJVCとの連携をはじめ、NGOとの様々な連携を進めています。また、「被爆者の声をうけつぐプロジェクト 50」「さらば戦争映画祭」などの活動にも弁護士が中心に関与しています。

事件は、各弁護士が従前に引き続き取り組んでいます。アスベスト工場の労働者や家族の被害に関する民事救済事件、名張毒ぶどう酒再審請求事件、原爆症認定集団訴訟など、多様であり、「貧困と人権に関する委員会」など日弁連の委員会活動にも積極的に関わっています。

市民に開かれた新しいスタイルの法律事務所ですが、これからも弁護士・市民の皆様と積極的に連携して、誠実な事件活動をするとともに、人権・環境・平和の擁護のための諸活動を創造していきたいと思っています。



3月幹事会議事録

出席者 13名

1 支部総会の感想・反省等

- ・50期以降の若手の発言の多く印象的だった。発言しなかった若手が、発言しなかったのを悔いていた。来年は是非といていた。先輩がしゃべるだけではそうは思わない。参加者も多くすばらしい総会ではなかったかと思う。
- ・八王子法律からは新人2人がいった。よかったといていた。支部ニュースをみたらしっかり発言していてよかった。
- ・支部総会の報告が、若手の写真いりですばやくニュースがたのがよかった。写真がないと若手の顔はわからないことがある。
- ・会場として岡田は手馴れていて利用しやすかった。式次第など整理が必要
- ・米軍基地撤去闘争が反貧困の運動と連動しているのは参考にすべき。
- ・アメリカ極主義から国連中心主義の流れがあるか。

2 事務局次長問題

- ・次長の交代があるが、人数的には不足している。数人声をかけてみたが、なかなか難しい。本部との人の取り合いにもなっている。特に多摩方面から、この2年間次長が来ていない。「東京」支部なのだから、目を届かせたいので、何とかならないか。→次回、4月幹事会を多摩地区で行い、参加者を募り、意義を語って次長に就任してもらいたい。個別にも追求する。

3 4 / 28の次回幹事会について

- ・弁護士会多摩支部のうち80人が団員、多摩支部は団ぬきには考えられない状況。
- ・次回幹事会は八王子で開催する。場所は、クリエイトホール。懇親会も設定した。立川支部の本庁化問題がある。その報告と多摩支部にまつわる刑事事件などの報告をお願いしている。報告者の都合から、多摩支部問題は4時以降で行う。吉田団員から「自分も声をかけて20～30人は集めたい。」と決意表明あり。

4 築地市場豊洲移転反対学習会の報告と今後

3月17日、中川次長を中心に実施。参加者は団員6名ほか総勢19名。

- ・参加者からは、新聞報道などよりも突っ込んだ勉強になったとの声が多かった。
- ・汚染の問題だけではなく、流通再編としての位置づけをしている。市場論から解きほぐすと、中央市場の役割の変化などはある。それをどういう風にとらえていくかという問題はある。この問題は一工夫して大きくみていくとオリンピックに次ぐ、おもしろい課題・問題になる。
- ・流通再編とは、米騒動が発端。売り惜しみ等をやめさせるために公設市場ができた。大企業は市場を新しくする際に仲卸など整理して、流通構造改革を狙っている。但し、運動的には土壌汚染のほうがわかりやすい。
- ・民主党は、流通改革という視点ではなく、世論をみて反対に転じただけだろう。
- ・流通革命が本質だとしても、反対している人にどう伝えるかは別。それが本質という形で伝えるのは運動を狭める危険がある。移転を阻止するというのとは一致しているから、阻害しないように運動を組んでゆく必要がある。今後も勉強会など取り組むべきである。

5 ネットカフェ規制条例・東京都青少年育成条例についての報告

- ・ネットカフェ条例は、警視庁とのやり取りを踏まえて、身分証明関係で「ネットカフェ難民の放逐を防ぐところでは少し押し戻した。警察比例原則からこのような規制の過剰性と効果を問題視したが、難しく本会議で採決される予定。
- ・青少年育成条例は、「非実在青少年」についての、概念があいまいで規制対象が不明確との批判を免れないもの。説教めいた条項が多い。継続審議になったが、今後また再浮上はあるので、どこかで勉強会が必要。

6 要請事項

- ① 関東ブロック交流集会（4 / 4 10 - 16時 港区芝公園 正則高等学校）…各事務所に参加を呼びかけを要請
- ② 国会法改悪阻止のために4月10日の文京区民センターでの集会（パネリスト：坂本修弁、高見勝利氏ほか）への参加を要請…各事務所に参加を呼びかける
- ③ レッドページ反対全国連絡センター 東京レッドページ事務局
個人署名と団体署名の要請…支部としても検討、各事務所にも連絡

日誌 2月4－3月12日

- 3月17日 自由法曹団治安対策会議／自由法曹団国会改革・比例定数削減反対対策本部
19日 自由法曹団改憲阻止本部会議
20日 自由法曹団常任幹事会
25日 支部幹事会
4月 2日 大量解雇阻止対策本部会議／自由法曹団事務教会議
5日 自由法曹団将来問題委員会／支部事務局会議
／自由法曹団治安警察問題委員会
7日 自由法曹団国際問題委員会／自由法曹団改憲阻止本部会議
10日 シンポジウム「だれのため、なんのため国会改革・比例削減」
12日 自由法曹団教育問題委員会
14日 自由法曹団国会改革・比例定数削減反対対策本部



先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表 (スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。(通算支払1,000日まで)
- ◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)
- ◎半年払(1月・7月払込)は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	790	4,440	960	5,410
30~34才	980	5,480	1,210	6,800
35~39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40~44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45~49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50~54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55~59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60~63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時(中途加入を含みます)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240



<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)